

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第110号

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成17年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(普通調整交付金及び特別調整交付金の総額) 第3条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の <u>7分の6</u> に相当する額とする。 2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の <u>7分の1</u> に相当する額とする。 3 [略]	(普通調整交付金及び特別調整交付金の総額) 第3条 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の <u>9分の6</u> に相当する額とする。 2 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の <u>9分の3</u> に相当する額とする。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例第3条の規定は、平成24年度分の調整交付金から適用する。